

荒尾市万田坑ステーション条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市万田坑ステーション条例（平成21年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の貸出しの許可)

第2条 条例第9条の規定により、万田坑ステーションに展示され、又は保存されている資料（以下「資料」という。）の館外貸出しの許可を受けようとする機関又は団体は、資料館外貸出許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を得なければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、当該申請者に資料館外貸出許可書（様式第2号）を交付する。

3 前項の許可を受けた機関又は団体が資料の貸出しを受けるときは、資料借用書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 資料の館外貸出しを受けた機関又は団体は、当該資料を他に転貸してはならない。

(資料の撮影等の許可)

第3条 条例第10条の規定により資料の撮影、複写、模造等の許可を受けようとする者は、資料撮影等許可申請書（様式第4号）を市長に提出し、許可を得なければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、当該申請者に資料撮影等許可書（様式第5号）を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に荒尾市万田坑ステーション条例施行規則（平成21年教育委員会規則第5号）の規定によりなされた万田坑ステーションの資料の貸出し及び資料の撮影等に係る申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。